

令和 7 年 1 月 2 7 日 招 集

第 1 回 天 草 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和 7 年第 1 回天草市議会（臨時会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 1 号	専決処分事項の報告について	令和 7 年 1 月 2 7 日		
報告第 2 号	専決処分事項の報告について	〃		
議第 1 号	専決処分事項の承認について（令和 6 年度天草市一般会計補正予算第 1 0 号）	〃		
議第 2 号	工事請負契約の締結について	〃		
議第 3 号	工事請負契約の締結について	〃		
議第 4 号	財産の取得について	〃		
議第 5 号	令和 6 年度天草市一般会計補正予算（第 1 1 号）	〃		

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 6 年 1 月 26 日（火曜日）
午前 11 時 35 分頃
- 2 事故発生場所 天草市有明町赤崎 2007 番地 3（株式会社鋤田電設敷地内）
- 3 和解の相手方 天草市有明町赤崎 2007 番地 3
株式会社鋤田電設
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が駐車しようとしたところ、相手方所有の空調室外機に接触し、損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 385,000 円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 6 年 11 月 28 日（木曜日）
午前 10 時 00 分頃
- 2 事故発生場所 天草市栖本町湯船原 2288 番地 2 地先（市道平木場 2 号線）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両使用者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方車両が方向転換のため後退した際、道路舗装面が陥没し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 13,200 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 1 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度天草市一般会計補正予算（第 10 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度天草市一般会計補正予算（第 1 0 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

令和 6 年 8 月に発生した台風第 1 0 号に伴う災害復旧に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和6年度天草市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度天草市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,933 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,748,906 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,931,380	23,967	6,955,347
	1 国庫負担金	5,657,380	23,967	5,681,347
19 繰入金		3,556,383	66	3,556,449
	2 基金繰入金	3,556,383	66	3,556,449
22 市債		4,675,000	11,900	4,686,900
	1 市債	4,675,000	11,900	4,686,900
補正されなかった款項に係る額		43,550,210		43,550,210
歳入合計		58,712,973	35,933	58,748,906

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		310,408	35,933	346,341
	2 公共土木施設災害復旧費	137,034	35,933	172,967
補正されなかった款項に係る額		58,402,565		58,402,565
歳出合計		58,712,973	35,933	58,748,906

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加 (単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	35,933

第3表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
災害復旧事業	76,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものによる。ただ し、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還 もしくは低利に借 換えすることがで きる。	88,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ		

議第 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 瀬戸歩道橋機械設備更新工事 |
| 2 | 工事場所 | 天草市亀場町 地内 |
| 3 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 409,329,800 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 福岡市中央区高砂一丁目 11 番 3 号
名称 株式会社 I H I インフラ建設 九州支店
代表者 支店長 池田 知明 |

（提案理由）

予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成 18 年天草市条例第 59 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 瀬戸歩道橋電気設備更新工事 |
| 2 | 工事場所 | 天草市亀場町 地内 |
| 3 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 796,400,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 福岡市博多区東那珂一丁目14番20号
名称 安川・西邦特定建設工事共同企業体
代表者 安川オートメーション・ドライブ株式会社 福岡営業所
所長 河野 勝巳 |

（提案理由）

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | | | |
|---|---------|-----------------------------------|-------------------------|--|
| 1 | 取得の目的 | 中学校における教師用指導書及び指導者用デジタル教科書更新に伴うもの | | |
| 2 | 品 名 等 | 中学校教師用指導書及び指導者用デジタル教科書 | | |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 | | |
| 4 | 取 得 金 額 | 3 4 , 2 6 0 , 6 0 0 円 | | |
| 5 | 契約の相手方 | 住 所 | 天草市中央新町 1 4 番 1 1 号 | |
| | | 名 称 | 合名会社鶴田玉文堂 | |
| | | 代表者 | 代表社員 鶴田 健三 | |
| | | 住 所 | 天草市久玉町 1 4 1 1 番地 7 1 | |
| | | 名 称 | ブックス修文社 | |
| | | 代表者 | 益田 久雄 | |
| | | 住 所 | 天草市本渡町本戸馬場 1 5 9 3 番地 1 | |
| | | 名 称 | 有限会社新日本教材 | |
| | | 代表者 | 代表取締役 吉田 光伸 | |

（提案理由）

予定価格が 2 千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成 1 8 年天草市条例第 6 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 号

令和 6 年度天草市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 6 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 483,520 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59,232,426 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,955,347	483,520	7,438,867
	2 国庫補助金	1,256,367	483,520	1,739,887
補正されなかった款項に係る額		51,793,559		51,793,559
歳入合計		58,748,906	483,520	59,232,426

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,786,328	483,520	18,269,848
	1 社会福祉費	5,501,420	483,520	5,984,940
補正されなかった款項に係る額		40,962,578		40,962,578
歳出合計		58,748,906	483,520	59,232,426

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加 (単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰生活支援給付金給付事業（令和 6 年度国補正予算分）	237, 504